

盛岡市サービス付き高齢者向け住宅事業立入検査等実施要領

(目的)

第1 この要領は、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下「法」という。）第13条及び第24条から第27条まで並びに盛岡市サービス付き高齢者向け住宅事業登録等事務取扱要領（平成20年3月14日建設部長決裁。以下「取扱要領」という。）第7条から第9条までの規定に基づき、サービス付き高齢者向け住宅に対する監督の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(定期報告の実施)

第2 定期報告の実施に当たっては、サービス付き高齢者向け住宅登録事業者（以下「登録事業者」という。）に対し、毎年7月1日現在の登録事業の状況について取扱要領第7条第1項に定めるサービス付き高齢者向け住宅事業業務等管理状況報告要求書（様式第9号）により、毎年7月末日までに盛岡市所管課へ報告するよう求めるものとする。

(立入検査の実施)

第3 立入検査は、原則として、供用開始から12月以内に実施する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに立入検査を実施するものとする。

- (1) 第2の規定による報告がない場合
- (2) 第2に規定による報告の内容に疑義があり、必要と認める場合
- (3) その他、必要と認める場合

2 立入検査・指示に従事する職員は関係法令等について十分な知識及び経験を有する職員2人以上をもって班編成をするものとする。

また、必要に応じて、保健福祉部職員の協力を得て検査を実施する場合には、様式第1号により保健福祉部担当課長あて職員の派遣を要請することができる。

3 法第24条第3項に定める身分を示す証明書は、サービス付き高齢者向け住宅立入検査員証（様式第2号）とし、身分証明書交付台帳（様式第3号）により、適正に管理するものとする。

(立入検査の事前通知)

第4 立入検査の実施に当たっては、登録事業者に対し、日時、場所及び従事する職員等について、様式第4号により事前通知を行う。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

(立入検査の結果通知及び指示)

第5 第3の規定による立入検査を実施したときは、その結果を当該登録事業者に対し、様式第5号により通知する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、法第25条各号に基づき、取扱要領第8条各号に定める書面により指示を行う。

- (1) 登録事項の内容の訂正が必要である場合
- (2) 登録基準に適合させるための措置が必要である場合
- (3) 関係法令等を遵守するための是正が必要である場合

(立入検査により示された指示に対する報告)

第6 第5の規定により示された登録基準への指示に対する登録事項の訂正、措置及び是正の結果は、期限を付して報告を求めるものとする。

(登録の取消し)

第7 法第26条第1項及び第2項により、登録を取り消したときは、当該登録事業者であった者に対し、法第26条第3項に基づき、取扱要領第9条に定める書面により通知する。

(登録の抹消)

第8 法第26条第1項若しくは第2項又は第27条第1項の規定により登録を取り消したときは、法第13条第1項に基づき、直ちに登録事業の登録を抹消するものとする。

附 則

この要領は、平成27年2月5日から施行する。